

社団法人和泉市シルバー人材センター定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人和泉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を大阪府和泉市府中町四丁目20番4号に置く。

(目 的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高年齢者の就業に関する調査及び研究
- (3) 高年齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者に対するこれらの就業機会の確保と提供（高年齢者に対する就業又は収入の保障の事業は除く。）
- (5) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のための無料の職業紹介事業の実施（高年齢者に対する就業又は収入の保障の事業は除く。）
- (6) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (7) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者に対する一般労働者派遣事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、雇用就業を通じて高年齢者のいきがいの充実及び社会参加の促進を図るために必要な事業並びにこの法人の目的を達成するために必要な事業の実施。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の 3 種とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得たものとする。

(1) 和泉市に居住する原則として 60 歳以上の者であること。

(2) 健康で働く、意欲を持つ者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望するものであること。

3 特別会員は、センターに功労があった者又は学識経験者で、センターの事業運営に必要と認めて理事長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。

4 賛助会員は、和泉市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので、理事会の承認を得たものとする。

(入 会)

第 6 条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申し込み書を理事長に提出し、承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の規定により承認したときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(会 費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 正会員が次のいずれかに該当するとき、及び特別会員又は、賛助会員が第 1 号に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡し、又は解散したとき。

(2) 正当な理由なく会費を 1 年以上納入しないとき。

(除 名)

第 9 条 会員がセンターの名誉をき損し、設立の趣旨に反し、秩序を乱し、又はこの定款に反するような行為を行ったときは、総会において出席した正会員及び特別会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、その会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第 1 1 条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人以上2人以内
 - (3) 理事 11人以上15人以内(理事長及び副理事長を含む。)
 - (4) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 4 役員に欠員が生じた場合において、やむを得ない事情があるときは、理事会において選任し、6ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 1 2 条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は、欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

- 第 1 3 条 役員任期は2年又は就任後2回目の通常総会の終結の日までのいずれか短い期間とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 1 4 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席した正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 1 5 条 センターの会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

- 第16条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
2 理事会は、理事長その他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

- 第17条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画の決定
(2) 事業報告の承認
(3) 前2号のほか、センターの運営に関する重要な事項
2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

- 第18条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
(3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。
3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

- 第19条 会議は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から14日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示した書面により、少なくとも7日前までに、正会員及び特別会員に通知しなければならない。

(会議の議長)

- 第20条 総会の議長は、その総会において出席した正会員及び特別会員の中から選任する。
2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(会議の定足数)

- 第21条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第22条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、その会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第23条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあっては、その総会に出席した正会員及び特別会員の数及び氏名、理事会にあっては、その理事会に出席した理事の氏名（書面表決及び表決委任者については、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議に出席した構成員の中から選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 評 議 員 会

(評議員会)

第25条 センターに評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を理事長に建議する。
- 3 評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。
- 4 評議員会は、評議員20人以内をもって構成する。
- 5 評議員は、高年齢者問題について学識経験のある者等のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第26条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 7 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 27 条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 補 助 金
- (3) 寄 附 金 品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 29 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 30 条 センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じ執行する。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。
- 4 理事長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第 31 条 センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、及び財務諸表を作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、総会において出席した正会員及び特別会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残予財産の処分)

第33条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のとき存する財産は、総会において正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府知事の許可を得て、和泉市に寄附する。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第34条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則 昭和60年5月24日一部改正
この定款は、大阪府知事の認可の日から施行する。

附 則 昭和61年5月22日一部改正
この定款は、大阪府知事の認可の日から施行する。

附 則 昭和63年5月24日一部改正
この定款は、大阪府知事の認可の日から施行する。

附 則 平成13年5月26日一部改正
この定款は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

附 則 平成19年5月25日一部改正
この定款は、大阪府知事の認可の日から施行する。

附 則 平成20年5月23日一部改正
この定款は、大阪府知事の認可の日から施行する。

附 則 平成21年5月22日一部改正
この定款は、大阪府知事の認可の日から施行する。